

新入学児童生徒学用品費等の受給に係る誓約書

新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を受けるにあたり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 1 本年4月に公立の小学校又は中学校に入学すること。
- 2 新入学児童生徒学用品費等受給後、次のいずれかに該当することとなった場合、新入学児童生徒学用品費等を返還すること。
 - ①本年3月末以前に岩出市外に転出する場合
 - ②本年4月に公立の小・中学校に入学しない場合
 - ③世帯状況の変化、転居等で就学援助の認定が取消となる場合

岩出市長 様

令和 年 月 日

住 所 _____

申請者氏名 _____ 印